

# 令和7年度「青少年の被害・非行防止に取り組む県民運動(夏期)」実施要綱

## 1 趣旨

少子高齢化の進行、インターネットの利用拡大等は、青少年を取り巻く環境に大きな影響を及ぼしている。

スマートフォンやSNSを始めとする様々な機器・サービスが急速に普及し、青少年を取り巻くインターネット利用環境が一層多様化する中、SNSやオンラインゲームを通じて面識のない相手と知り合い、性犯罪等の被害に遭った児童数は高い水準で推移している。

また、それぞれに事情や問題を抱えた青少年が、SNS等を通じて出会った者やコミュニティに自分の居場所を求めて繁華街に集まり、犯罪被害に遭うリスクを十分認識しないまま被害に遭っている。

加えて、青少年のインターネット利用時間が増加傾向にあり、情報の不適切な受発信により、犯罪やトラブルに巻き込まれる機会の増加が引き続き懸念される。

令和6年の刑法犯少年の検挙人員は、戦後最少となった令和3年を境に3年連続で増加し、人口比でみても、20歳以上の者と比べ依然高い水準にある。

また、SNS等で犯罪実行者を募集する、いわゆる「闇バイト」に応募するなどした少年による組織的な特殊詐欺や強盗等への加担が大きな社会問題になるなど、懸念すべき兆候がみられる。

次代を担う青少年の育成は、社会全体で一体的に取り組む課題であり、国、地方公共団体、関係団体等が、それぞれの役割と責任を果たしつつ、相互に協力しながら、地域が一体となって青少年の被害・非行の防止のための取組を進めることが必要である。

このため、多くの青少年が夏季休暇に入り、イベントも多く行われる7月から8月にかけて、「インターネット利用におけるこどもの性被害等の防止」を最重点項目とした「青少年の被害・非行防止に取り組む県民運動(夏期)」を実施することとする。

## 2 期間

令和7年7月1日(火)から令和7年8月31日(日)までの間

## 3 スローガン

非行の芽 はやめにつもう みな我が子

## 4 主催

愛知県

愛知県教育委員会

愛知県警察本部

愛知県青少年育成県民会議

## 5 運動の重点項目等

### (1) 最重点項目

インターネット利用におけるこどもの性被害等の防止

### (2) 重点項目

- ・ 有害環境への適切な対応
- ・ 薬物乱用対策の推進
- ・ 不良行為及び初発型非行(犯罪)等の防止

- ・ 再非行（犯罪）の防止
- ・ 重大ないじめ・暴力行為等の問題行動及びその被害への対応

## 6 実施事項

### (1) インターネット利用におけるこどもの性被害等の防止

#### ア 愛知県青少年保護育成条例の改正内容の周知と自画撮り被害防止についての啓発活動の推進

青少年へのスマートフォンの普及に伴い、だまされたり脅されたりして、青少年が自分のわいせつ画像を撮影させられた上で送信させられる、いわゆる「自画撮り被害」の被害児童数が、高い水準で推移している。

この現状に対応するために、本年3月に愛知県青少年保護育成条例（以下「条例」という。）を改正し、児童ポルノ等の提供を求める行為を禁止する規定を新設して7月1日に施行したことから、地方公共団体、学校、その他関係団体と連携し、その周知及び啓発に努め、青少年の被害の未然防止を図っていく。

#### イ 青少年によるインターネットの適切な利用に向けた啓発

青少年が自立して主体的にインターネットを活用できる能力の向上促進、フィルタリングを始めとする技術的手段による青少年保護の推進、「親子のルールづくり」や教育・啓発など教育手段による青少年保護の推進を図り、青少年や保護者等に対し、青少年によるインターネットの適切な利用に向けた啓発を行う。

#### ウ 保護者等に対する積極的な広報啓発活動の推進

こどもの性被害については、最も身近な立場にある保護者が、被害に遭ったことのサインを見逃さないことが求められることから、青少年自身はもちろん、その保護者に対しても、警察や教育機関などの関係機関を通じて、犯罪被害等の実態、「子供の性被害110番」等の相談窓口について、あらゆる機会を通じて積極的な広報啓発を実施する。

#### エ SNS利用に起因する児童買春、児童ポルノ事犯、条例違反等の取締り等の強化

インターネットを通じた青少年の犯罪被害の防止を図るため、SNS利用に起因する児童買春、児童ポルノ事犯等の取締りを強化するとともに、青少年に対して不当な手段を用いて児童ポルノ等の提供を要求した者等に対する取締りを強化する。

#### オ 児童買春等を誘引・募集するなどの不適切な書き込みへの対策の推進

サイバーパトロールにより、インターネット上において、児童買春等を誘引・募集するなどの不適切な書き込みの発見に努め、不適切な書き込みに対しては、SNS事業者による自主的な削除措置や書き込みを行った者に対する注意・警告等を推進する。

### (2) 有害環境への適切な対応

#### ア 児童の性的搾取等被害防止対策の徹底

児童が性的搾取等の被害に遭わないよう、学校や関係機関を通じて児童やその保護者を始めとする社会全体に対して、被害事例や相談窓口、被害に遭わないための対処法等について積極的な広報啓発を行うほか、風俗営業所、飲食店等に対し、青少年の福祉を害する違法行為がなされないよう、関係法令の周知徹底を図るなど必要な働きかけを行う。

#### イ 条例に基づく対策の徹底

条例に基づき指定された調査員により、図書類取扱事業者等に対して、有害図書類の区分陳列、店員が容易に監視できる場所への配置、青少年へ販売・貸付け等しないこと等の調査を実

施する。

また、インターネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックスの深夜営業施設については、青少年の深夜の入場を禁止する旨の掲示の有無を確認し、営業者に対しては、青少年の深夜の立入制限の措置を要請するなど、条例に規定された内容が遵守されるよう努める。

#### ウ 20歳未満の者の飲酒・喫煙防止対策の推進

成年年齢については、18歳に引き下げられた一方で、引き続き20歳未満の者の飲酒・喫煙が禁止されることから、酒類・たばこ販売窓口における年齢確認の徹底を図るなど、酒類・たばこの20歳未満の者に対する販売等の防止に向けた取組を推進する。

### (3) 薬物乱用対策の推進

#### ア 薬物乱用防止に関する指導の充実

学校における薬物乱用防止教育の充実のほか、家庭や地域社会、関係機関等が一体となった薬物乱用の防止に関する指導の充実を図る。

特に、近年、若年層による大麻の乱用拡大が著しいことから、若年層のうち特に学校教育等において対象となる青少年やその保護者、地域の指導者等に対して、大麻、覚醒剤、危険ドラッグ等の薬物乱用の危険性や有害性に関する正しい知識の普及、ターゲットを絞った具体的な情報発信等を積極的に推進する。

さらに、一般用医薬品等の過量服薬（オーバードーズ）については、心と体を傷つける危険な行為であることを啓発するとともに、相談窓口等について周知啓発を図る。

#### イ 再乱用防止対策の充実強化

警察等による繁華街や駅前における街頭補導活動等により、薬物を乱用する青少年の早期発見に努めるとともに、関係機関・団体等によるカウンセリングや相談を強化し、治療・社会復帰の支援やその家族への支援等に努める。

### (4) 不良行為及び初発型非行（犯罪）等の防止

#### ア 不良行為少年の早期発見及び的確な助言指導

警察を始め、地域住民、民間ボランティア等が連携して、地域の実情に応じた組織的かつ計画的な補導活動を展開し、飲酒・喫煙や深夜はいかいなどの不良行為を行っている少年の早期発見に努め、的確な助言及び指導を行う。

#### イ 青少年を「闇バイト」に加担させない取組の推進

中学生、高校生を含む少年が、「闇バイト」に応募し、特殊詐欺や強盗等の重大な犯罪に加担している状況に鑑み、「『闇バイト』は犯罪である」ことや、犯罪実行役の募集の実態や危険性、家族等の大人や警察に相談することの重要性等について、非行防止教室等を通じて広報啓発するほか、学校からはリーチできない層への広報啓発のため、様々な機会やSNS等の広報媒体を活用して情報発信をするなど、青少年を犯罪に加担させないための取組を推進する。

#### ウ 盗撮や児童ポルノ事犯、オンラインカジノ等の抑止に向けた対策の推進

盗撮行為や児童ポルノ事犯、オンラインカジノ等は犯罪であり、絶対に行ってはならないことであるとの規範意識を青少年に身に付けさせるための非行防止教室等の開催等の取組を推進する。

#### エ 初発型非行（犯罪）の未然防止のための環境づくりの促進

万引きや自転車盗等の初発型非行についても、絶対に行ってはならないことであるとの規範

意識を少年に身に付けさせるための非行防止教室等の開催等の取組を推進するとともに、事業者に対して、商品陳列棚の配置改善による店舗内の視認性の向上、店員による巡回強化、駐輪場内の監視強化等を要請することにより、青少年の初発型非行を未然に防止する環境づくりを進める。

#### オ 青少年の「居場所」づくりの推進

ボランティア活動、スポーツ・文化活動等の体験活動を推進することにより、青少年が多様な交流体験を経験しながら、社会性・主体性を育むことができるようにするとともに、地域における青少年の「居場所」づくりを推進する。

### (5) 再非行（犯罪）の防止

#### ア 広報啓発活動の推進

青少年が非行を繰り返さないようにするため、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号）や「愛知県再犯防止推進計画」等に基づき、再非行の防止に関する施策の重要性について、県民の理解を深め、その協力を得られるよう広報啓発を推進する。

#### イ 青少年を支える体制づくり等の取組の推進

青少年一人一人の問題状況に応じて、学校、警察、児童相談所、保護観察所等の関係機関が支援のためのサポートチームを形成するほか、複数の支援ニーズを持つ一人の青少年を、その成長に応じて包括的に支える体制づくりなどの取組を一層推進する。

#### ウ 相談への的確な対応と就労支援・就学支援の一層の推進

地域における相談機関相互の連携を強化し、青少年や保護者・家庭からの相談に対し、よりの確に対応する。

特に、民間ボランティア団体、職業安定機関、更生保護関係機関、矯正施設及び警察等関係機関・団体が連携し、健全な社会の一員として定着するまでの一貫した就労及び修学支援を一層推進する。

### (6) 重大ないじめ・暴力行為等の問題行動及びその被害への対応

#### ア 相談窓口における対応の充実と周知の徹底

重大ないじめ・暴力行為等の問題行動の被害に遭っている青少年が一人で悩み、苦しむことのないよう、青少年が安心して思いを打ち明けやすい環境づくりに努めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等による支援の活用及び「24時間子供SOSダイヤル」、SNS相談「あいちこども相談」、「こどもの人権110番」、児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」、「ヤングテレホンコーナー」等の様々なSOSの受け止めに係る相談窓口における対応の充実とその周知を図る。

#### イ 関係機関の連携

重大ないじめへの対応のみならず、保護者を始めとした地域の様々な大人が関わり青少年を見守る体制を構築するため、地域と学校や警察を始めとする関係機関等との連携を強化するとともに、各学校等において、児童生徒がいじめを受けたり、自分や友人の安全に不安があれば、躊躇することなく周囲の信頼できる大人に相談できるよう、様々なSOSの受け止めに係る相談窓口の周知やPTA等と連携を進める。

#### ウ 問題行動の早期把握と再発防止に向けた取組の推進

SNS等における誹謗中傷の書き込み等「インターネット上のいじめ」も含め、重大ないじめ・暴力行為等の問題行動の早期把握や解明に努め、問題行動を起こした青少年に対しては、その特性に応じた適切な処遇・指導監督を推進するとともに、学校や関係機関からなるサポートチーム等の支援システムを活用して再発の防止を図る。

さらに、インターネット上のいじめは、名誉毀損罪や児童ポルノ法違反等の刑事罰の対象、民事上の損害賠償請求の対象となり得ることや、いじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等の心身に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させるための取組を推進する。

## 7 具体的な運動の進め方

### (1) 愛知県及び愛知県青少年育成県民会議が進める運動

愛知県及び愛知県青少年育成県民会議は、関係機関・団体の協力を得て、次の事業を行うものとする。

〈行事等〉

- ア 有害役務営業の実態把握及び条例に基づく調査の実施
- イ 地域住民、事業者等が主体となった青少年の健全育成活動への支援
- ウ 被害・非行防止と健全育成に関する相談機関の周知と利用促進

〈広報等〉

- エ 各種広報活動
- オ 県地方機関、県民会議参加機関・団体及びその他主要事業所における啓発看板の掲示
- カ その他条例の周知を図るための啓発活動

### (2) 愛知県教育委員会が進める運動

- ア 夏季休業中の被害・非行防止を進めるための生徒指導担当者会議等の開催
- イ 被害・非行の防止を推進する各種事業の実施
- ウ 警察等と連携した夜間や繁華街等に重点をおいた校外補導活動の推進
- エ 夏季休業中における生徒指導の推進

### (3) 愛知県警察本部が進める運動

- ア 街頭補導等による青少年の性被害の未然防止
- イ 被害少年等の立ち直り支援活動の推進
- ウ 児童買春、児童ポルノ事犯等の取締りの強化
- エ 有害役務営業に対する指導・取締りの推進
- オ 非行少年等の検挙・補導活動の強化
- カ 青少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させない取組の推進
- キ 暴走族等の取締り
- ク SNSに起因する青少年の性被害等の防止のための広報啓発活動

### (4) 市町村、市町村教育委員会、青少年育成県民会議参加機関・団体が進める運動

市町村は、この運動の中核となり、教育委員会、警察、その他関係機関・団体と緊密な連携をとり、実情に即した具体的な実施計画を策定し、地域を挙げて積極的な運動を展開するものとする。

また、各地域の参加機関、団体は、関係方面との連携の下に、具体的な実施計画を策定し、組織を挙げて積極的な運動を展開するものとする。

## 8 報告

市町村及び参加機関・団体は、別添様式に実施結果を取りまとめ、広告物等と合わせ、次に掲げ

るところにより令和7年9月12日（金）までに報告するものとする。

(1) 本庁へ直接報告

- ア 運動の範囲が複数の市町村に及ぶ参加機関・団体の実施結果
- イ 名古屋市の実施結果

(2) 事務所等を経由して本庁へ報告

市町村（名古屋市を除く）の実施結果

※事務所等

東三河総局（宛先：東三河相談旅券）、新城設楽振興事務所、尾張県民事務所、海部県民事務所、知多県民事務所、西三河県民事務所

～ 報告イメージ図 ～

